

弟子屈町耐震改修促進計画

平成29年4月11日版

平成28年2月

弟子屈町

目 次

I	想定される地震の規模及び被害状況	1
I-1	想定地震の概要	2
I-2	震度計算結果	5
I-3	弟子屈町揺れやすさマップ	5
I-4	想定地震による建築物被害	7
II	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	9
II-1	建築物の耐震化の現状	9
II-2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	17
III	耐震化に向けた基本的な取り組み方針	18
III-1	民間建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針	18
III-2	公共建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針	20
III-3	地震時に通行を確保すべき道路の位置づけ	21
IV	耐震化の促進に向けた施策展開	22
IV-1	施策の体系及び事業実施方針	22
IV-2	耐震化の促進に向けた施策展開	23
V	建築基準法による指導等の実施方針	26
V-1	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等	26
V-2	建築基準法に基づく勧告または命令	27

1 想定される地震の規模及び被害状況

北海道では、各振興局における想定地震を順次見直しており、釧路総合振興局は平成24年に調査が実施され、結果は、「北海道耐震改修促進計画（平成28年5月）」で以下のように示された。

【釧路総合振興局管内で人的被害が最大となる地震に係る被害想定】

（地震被害想定等調査結果報告書（北海道総務部危機対策局危機対策課）抜粋）

振興局	振興局ごとに死者数が最大となる想定地震	最大震度	人的被害			建物被害（揺れに起因）		
			総人口	死者数	重軽傷者数	総棟数	全壊棟数 （全壊割合）	全半壊棟数 （全半壊割合）
釧路	十勝沖	6強	351,257	67	1,363	175,021	3,275 (1.9%)	11,041 (6.3%)

*平成24年度に調査実施、総人口・総棟数とも平成24年時点

（資料：北海道耐震改修促進計画 平成28年5月）

ただし、弟子屈町における揺れやすさマップ等は配布されていないことから、平成20年3月に策定された当初計画における想定地震を使用する。

本章においては、基本的に「北海道立北方建築総合研究所」から提供された資料及び北海道耐震改修促進計画等のデータを引用し、想定される地震の規模、揺れやすさマップ、被害状況等を整理した。

I-1 想定地震の概要

弟子屈町における想定地震としては、北海道地域防災計画や中央防災会議、地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省研究開発局地震防災研究課）など既往で公表されているものを利用する。

(1) 北海道、中央防災会議の想定地震

北海道地域防災計画地震防災計画編(平成14年3月)(以下、「道地域防災計画」という)では、太平洋側、日本海側及び内陸に6つの地震を想定している¹⁾。

また、中央防災会議による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会(以下、「中央防災会議の専門調査会」という)では、地震動を想定する地震として、「択捉沖の地震」、「色丹沖の地震」「根室・釧路沖の地震」「十勝沖・釧路沖の地震」「三陸沖北部の地震」「宮城沖の地震」の6つを検討している²⁾。うち専門調査会の試算で北海道に揺れによる建物被害が発生するのは、「根室・釧路沖の地震」「十勝沖・釧路沖の地震」の2つである。

ここでは道地域防災計画で想定される6つの地震と、中央防災会議の専門調査会の試算で北海道に揺れによる建物被害が予測された2つの海溝型地震を併せた8つの地震を設定した。

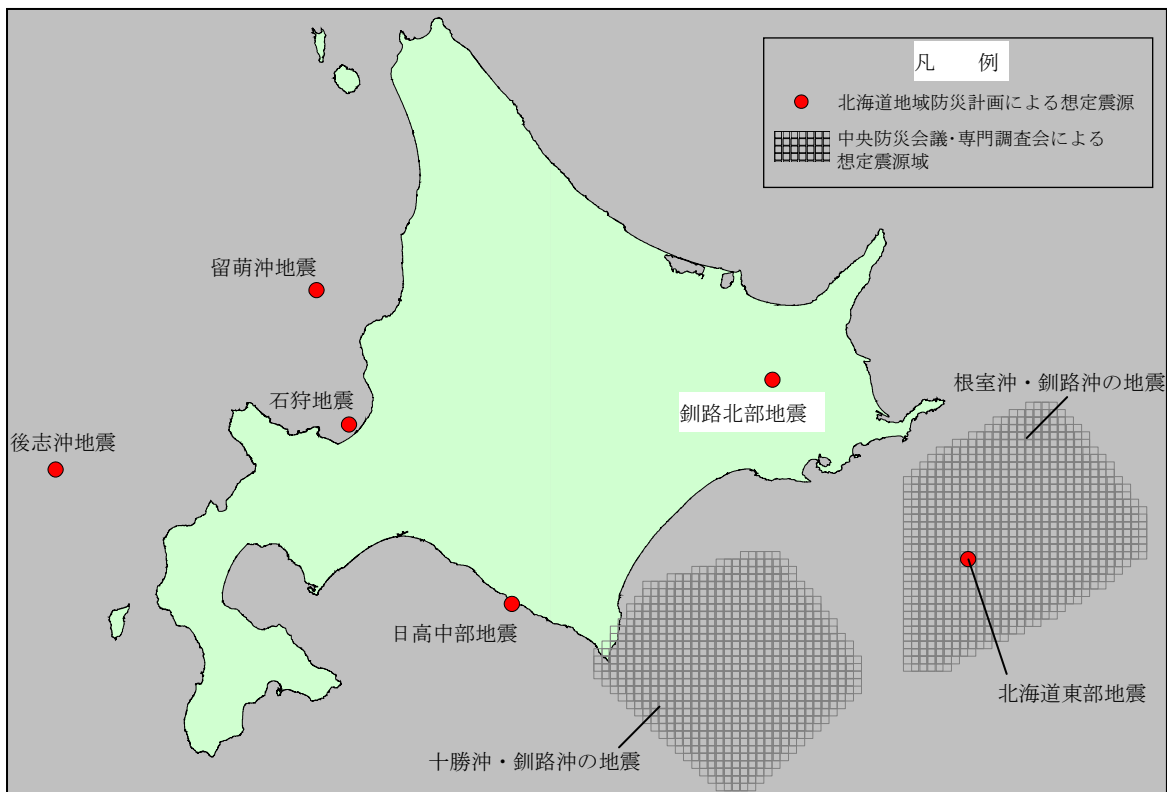


図1-1 北海道、中央防災会議の想定地震の位置

表1-1 北海道、中央防災会議による想定地震の概要

地震名称	位置（旧測地系）	規模
石狩地震	点震源：北緯43.25度 東経141.25度	M6.75
北海道東部地震	点震源：北緯42.5度 東経146度	M8.25
釧路北部地震	点震源：北緯43.5度 東経144.5度	M6.5
日高中部地震	点震源：北緯42.25度 東経142.5度	M7.25
留萌沖地震	点震源：北緯44度 東経141度	M7.0
後志沖地震	点震源：北緯43度 東経139度	M7.75
十勝沖・釧路沖の地震*	面震源：図1-1中の断層領域	M8.2
根室沖・釧路沖の地震*	面震源：図1-1中の断層領域	M8.3

(2) 地震調査研究推進本部の想定地震

地震調査研究推進本部（以下、「推本」という）³⁾では、全国の主な地震について、長期的な地震の発生確率の評価など全国を概観した地震動予測地図の作成を行っており、そのなかで道内の主要な活断層として8つの断層帯（12の断層モデル）が想定されている⁴⁾。

ここでは北海道の内陸活断層による想定地震として、推本で示された主要8断層（12地震）を設定した。

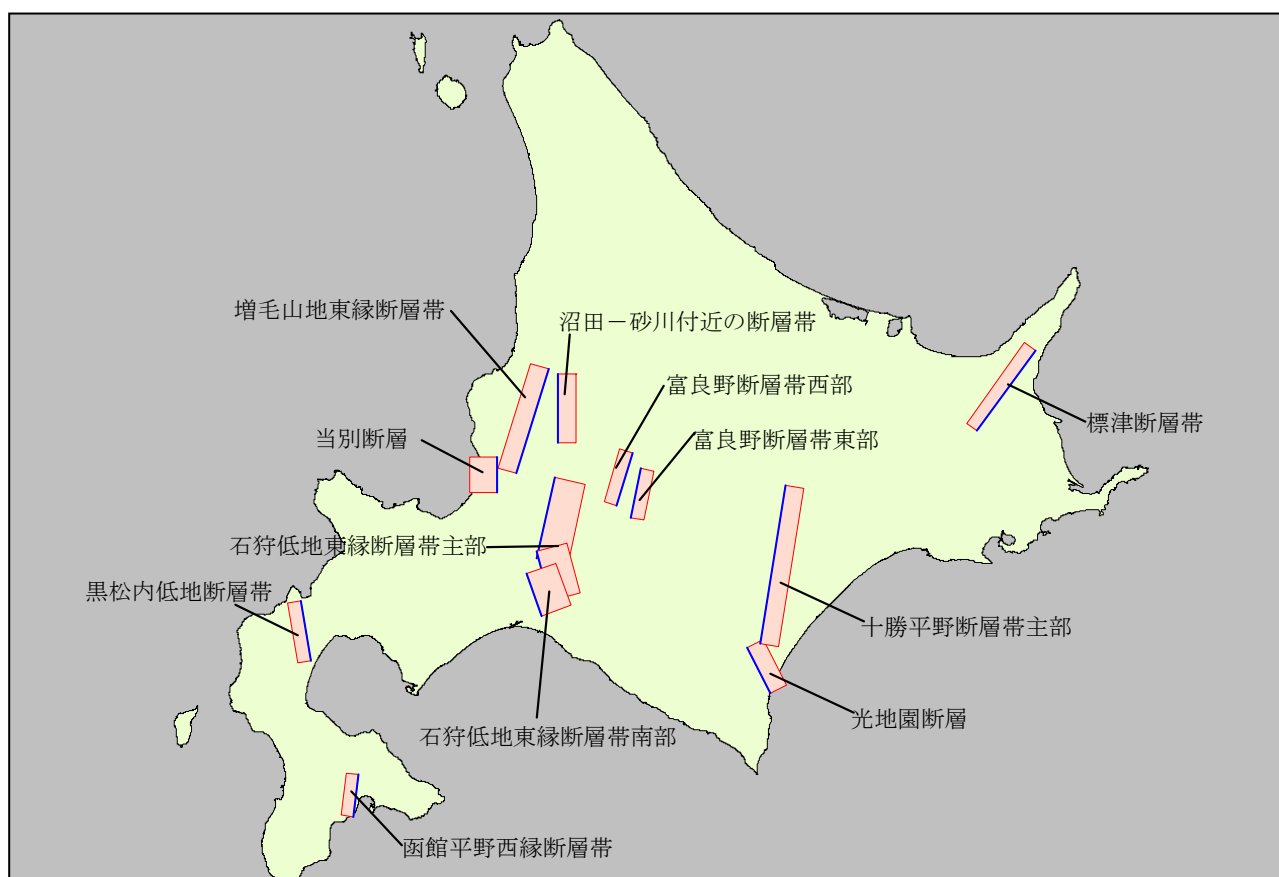


図1-2 地震調査研究推進本部の想定地震

表1-2 地震調査研究推進本部の想定地震の概要

番号	断層の名称	断層モデル	規模	断層長さ	断層面の幅	傾斜角	断層平均深度
1	標津断層帯	標津断層帯	Mj 7.7	53 km	14 km	北西60度	9.1 km
2	十勝平野断層帯	十勝平野断層帯主部	Mj 8.0	84 km	20 km	東60度	11.7 km
		光地園断層	Mj 7.2	27 km	20 km	東60度	11.7 km
3	富良野断層帯	富良野断層帯西部	Mj 7.2	29 km	14 km	西60度	9.1 km
		富良野断層帯東部	Mj 7.2	27 km	14 km	東60度	9.1 km
4	増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	Mj 7.8	58 km	20 km	西60度	11.7 km
		沼田一砂川付近の断層帯	Mj 7.5	37 km	20 km	東60度	11.7 km
5	当別断層	当別断層	Mj 7.0	19 km	19 km	西40度	9.1 km
6	石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	Mj 8.0	27 km	24 km	東45度	15.5 km
		石狩低地東縁断層帯南部	Mj 7.1	24 km	24 km	東45度	11.5 km
7	黒松内低地断層帯	黒松内低地断層帯	Mj 7.3	32 km	32 km	西60度	9.1 km
8	函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	Mj 7.3	22 km	22 km	西60度	9.1 km

[参考文献]

- 1) 北海道：北海道地域防災計画地震防災計画編、pp16, 2002. 3
- 2) 中央防災会議：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会 第10回資料, 2005. 6
- 3) 地震調査研究推進本部, <http://www.jishin.go.jp/main/>
- 4) 地震調査研究推進本部地震調査委員会：全国を概観した地震動予測地図報告書分冊1 確率論的地震動予測地図の説明、pp36-37, 2005. 3

I-2 震度計算結果

I-1の想定地震に基づき、地震動の経験的な評価手法を用いた震度の計算結果(弟子屈町役場周辺を代表震度)を以下に示す。

海溝型地震が主である北海道、中央防災会議の想定地震による震度がもっとも大きいのは「釧路北部地震」である。

また、内陸活断層が主である地震調査研究推進本部の想定地震による震度がもっとも大きいのは「標津断層帯地震」である。

表1-3 北海道、中央防災会議の想定地震による震度（役場周辺）

想定地震名	石狩地震	北海道東部地震	釧路北部地震	日高中部地震	留萌沖地震	後志沖地震	十勝沖・釧路沖の地震	根室沖・釧路沖の地震
計測震度(役場周辺)	2.0	4.2	5.4	3.0	2.2	2.0	4.9	4.7

表1-4 地震調査研究推進本部の想定地震による震度（役場周辺）

断層の名称	標津断層帯	十勝平野断層帯主部		富良野断層帯		増毛山地東縁断層帯		当別断層	石狩低地東縁断層帯		黒松内低地断層帯	函館平野西縁断層帯
		十勝平野断層帯主部	光地園断層	富良野断層帯西部	富良野断層帯東部	増毛山地東縁断層帯	沼田一砂川付近の断層帯		石狩低地東縁断層帯主部	石狩低地東縁断層帯南部		
計測震度(役場周辺)	5.5	4.7	3.3	3.0	3.1	3.2	3.1	2.2	3.3	2.5	1.7	1.7

ただし、気象庁の震度階級と計測震度との関係は以下の通りである。

気象庁の震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	—4.4	4.5—4.9	5.0—5.4	5.5—5.9	6.0—6.4	6.5—

I-3 弟子屈町揺れやすさマップ

弟子屈町に最も影響の大きい地震として、「釧路北部地震」及び「標津断層帯地震」の2つの地震の揺れやすさマップを作成する。

作成した揺れやすさマップは、全道を500mメッシュ(約500m角の正方形)に分割し、メッシュ毎に計算した震度を大字・町丁目界に置き換えて表示したものである。なお、大字・町丁目界の震度は、重なるメッシュのうち最大の震度を代表値と示しているため、大字・町丁目界全域が表示される震度で揺れる訳ではない。

(1) 釧路北部地震（北海道・中央防災会議の想定地震）

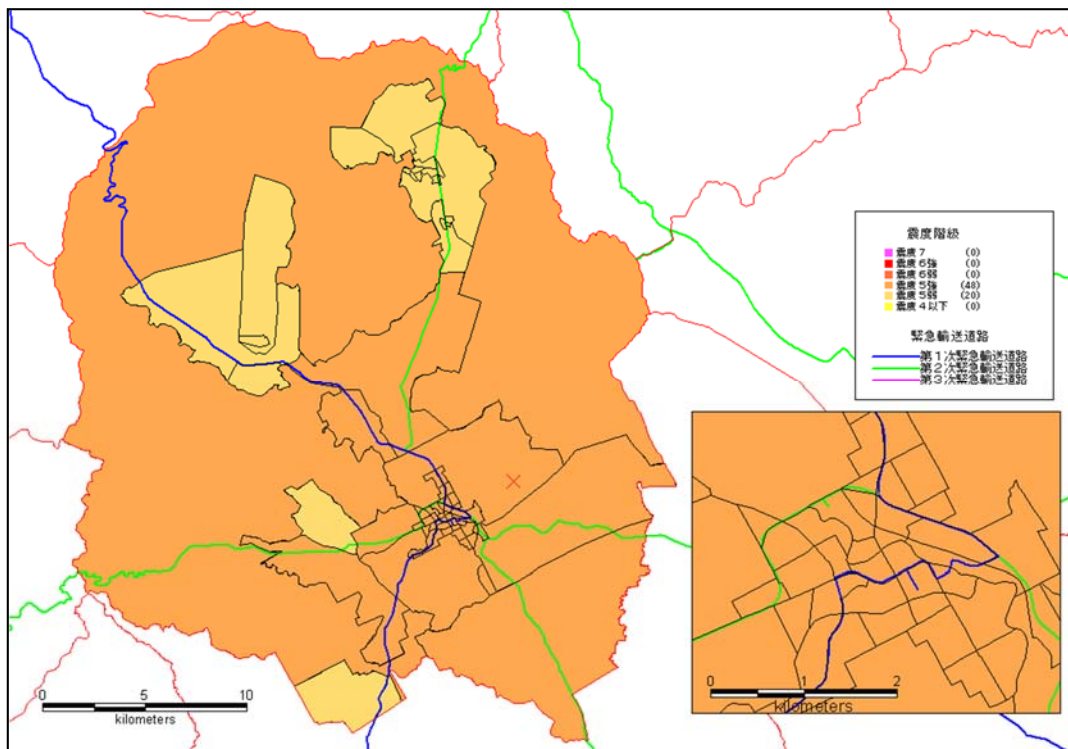


図1-4 釧路北部地震の想定震度

(2) 標津断層帯地震（地震調査研究推進本部の想定地震）

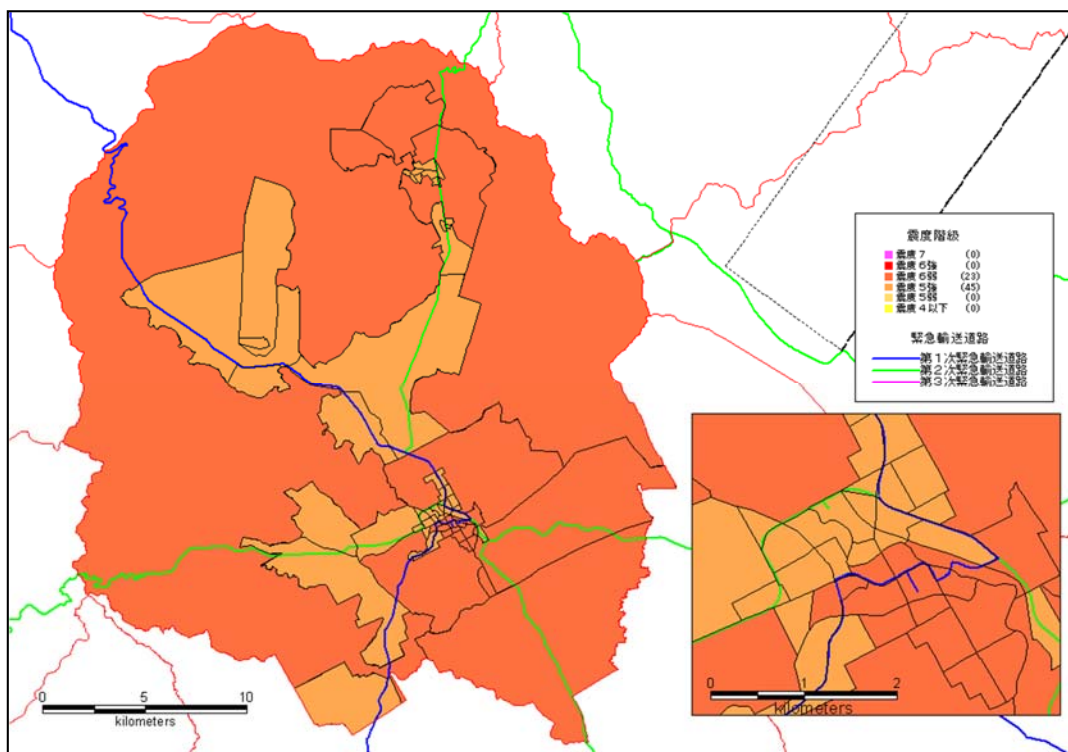


図1-5 標津断層帯地震の想定震度

I-4 想定地震による建築物被害

(1) 建築物被害の算出方法

想定地震による建築物被害状況を算出するにあたり、現況建築物データとして弟子屈町固定資産税課税台帳（平成19年4月時点）をもとにした。

建築物の被害想定については、字丁目単位ごとの震度に応じた建築物の全壊率及び全半壊率を用いて構造別・建築年次別に算定する。

全壊率及び全半壊率の予測には、過去の地震被害をもとに作成された震度と被害率の関係による経験的な手法として、内閣府の地震防災マップ作成技術資料や中央防災会議の専門調査会で利用されている構造別・建築年次別に整理された計測震度と全壊率・全半壊率との関係式を用いた。

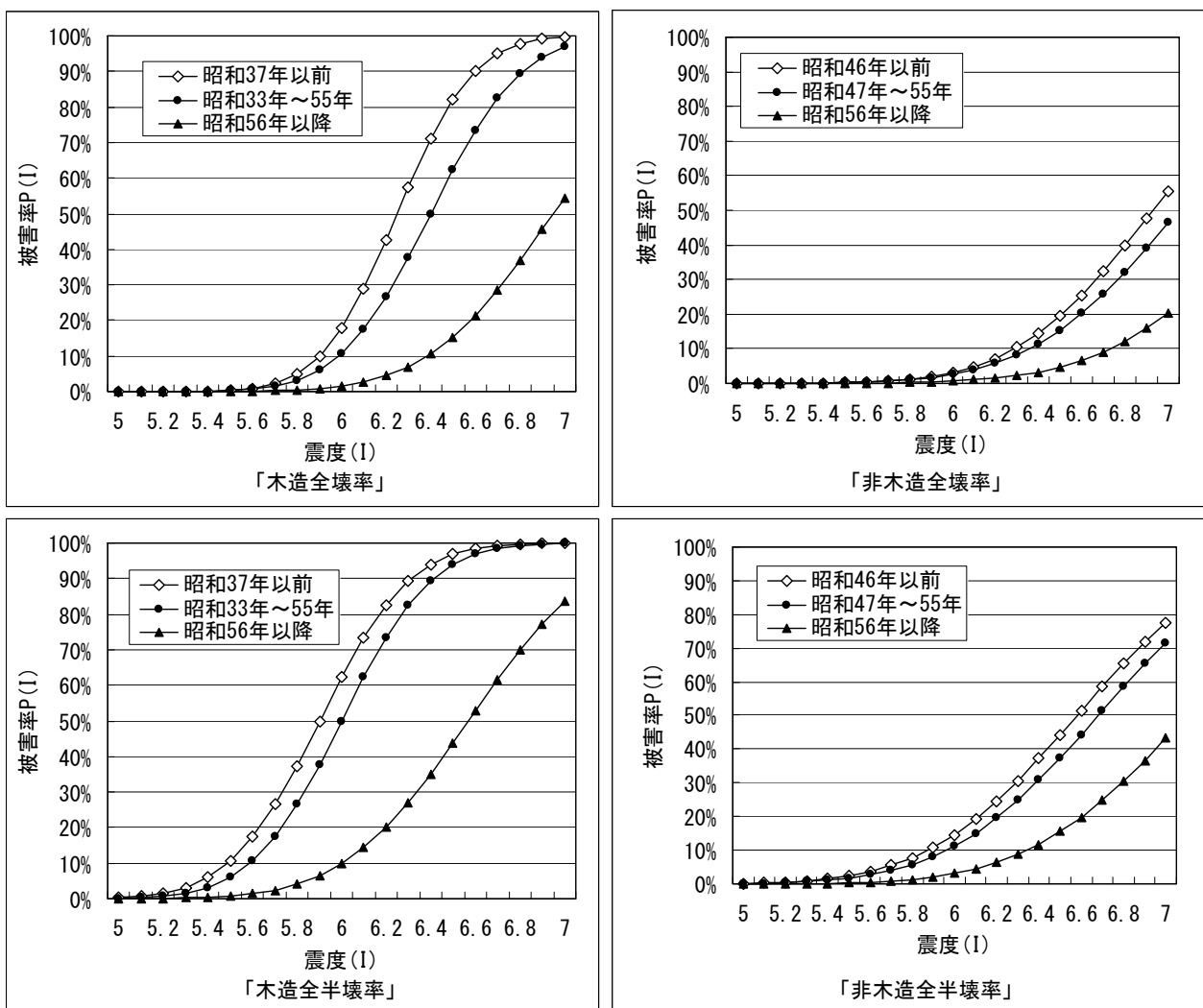


図1-7 計測震度－建築物全半壊率（構造別・建築年別）

表1-5 計測震度－建築物全半壊率関係表（構造別・建築年別）

計測震度	建築物全壊率						建築物全半壊率					
	木造建物			非木造建物			木造建物			非木造建物		
	～S37	S38～S55	S56～	～S46	S47～S55	S56～	～S37	S38～S55	S56～	～S46	S47～S55	S56～
5.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%
5.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.0%	0.4%	0.2%	0.0%
5.2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.6%	0.1%	0.6%	0.4%	0.1%
5.3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	1.4%	0.2%	1.0%	0.7%	0.1%
5.4	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	3.0%	0.4%	1.6%	1.1%	0.2%
5.5	0.3%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	10.6%	5.9%	0.8%	2.5%	1.8%	0.3%
5.6	0.8%	0.6%	0.1%	0.4%	0.4%	0.1%	17.4%	10.6%	1.4%	3.7%	2.7%	0.6%
5.7	2.1%	1.4%	0.2%	0.7%	0.6%	0.1%	26.6%	17.4%	2.4%	5.5%	4.0%	0.9%
5.8	4.8%	3.0%	0.4%	1.2%	1.0%	0.2%	37.3%	26.6%	4.0%	7.8%	5.8%	1.4%
5.9	9.7%	5.9%	0.9%	2.0%	1.7%	0.4%	50.0%	37.7%	6.4%	10.8%	8.2%	2.1%
6.0	17.7%	10.6%	1.5%	3.1%	2.6%	0.6%	62.3%	50.0%	9.8%	14.6%	11.2%	3.1%
6.1	28.9%	17.4%	2.7%	4.8%	3.9%	1.0%	73.4%	62.3%	14.3%	19.1%	15.0%	4.5%
6.2	42.7%	26.6%	4.4%	7.2%	5.8%	1.5%	82.6%	73.4%	20.0%	24.5%	19.6%	6.4%
6.3	57.3%	37.7%	7.0%	10.4%	8.2%	2.3%	89.4%	82.6%	27.0%	30.5%	24.9%	8.8%
6.4	71.1%	50.0%	10.6%	14.5%	11.4%	3.3%	94.1%	89.4%	35.0%	37.2%	30.9%	11.8%
6.5	82.3%	62.3%	15.3%	19.5%	15.4%	4.8%	97.0%	94.1%	43.7%	44.2%	37.4%	15.5%
6.6	90.3%	73.4%	21.3%	25.5%	20.2%	6.7%	98.6%	97.0%	52.7%	51.5%	44.3%	19.8%
6.7	95.2%	82.6%	28.5%	32.3%	25.8%	9.1%	99.4%	98.6%	61.6%	58.6%	51.4%	24.9%
6.8	97.9%	89.4%	36.7%	39.7%	32.2%	12.2%	99.8%	99.4%	69.9%	65.5%	58.5%	30.6%
6.9	99.2%	94.1%	45.5%	47.6%	39.1%	15.9%	99.9%	99.8%	77.3%	72.0%	65.3%	36.7%
7.0	99.7%	97.0%	54.5%	55.6%	46.3%	20.2%	100.0%	99.9%	83.6%	77.7%	71.6%	43.3%

(2) 想定地震による建築物被害

想定地震別の被害状況を表1-6に整理した。

釧路北部地震より、標津断層帯地震による被害が大きいと想定され、全壊及び全半壊棟数は150棟で町内の建築物の2.3%程度となる。

表1-6 想定地震別建築物被害状況

		木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)		
		全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数	全壊・全半壊棟数合計
釧路北部地震	棟数	1	35	0	5	1	40	41
	割合	0.02%	0.76%	0.00%	0.27%	0.02%	0.62%	0.63%
標津断層帯地震	棟数	6	126	2	16	8	142	150
	割合	0.13%	2.75%	0.11%	0.85%	0.12%	2.20%	2.32%
弟子屈町建築物棟数		4,579		1,885		6,464		

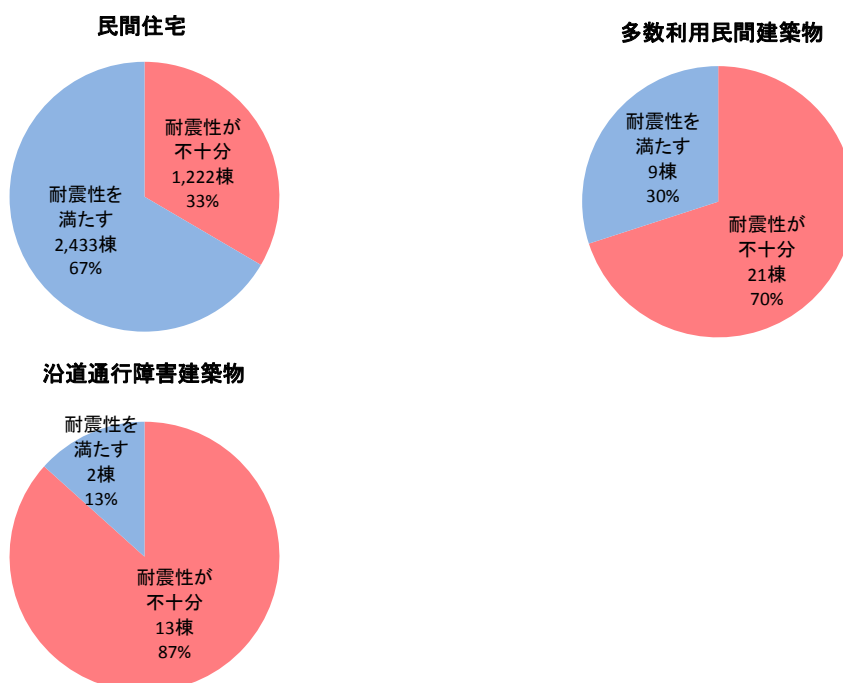
II 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

II-1 建築物の耐震化の現状

(1) 民間建築物の耐震化の現状

【民間建築物】

- ・民間住宅は3,655棟あり、耐震化率は67%と推計される。
- ・法第14条第1号に規定する一定規模以上の「多数のものが利用する建築物」に該当する民間建築物（以下「多数利用民間建築物」とする）は30棟あり、耐震化率は70%と推計される。
- ・地震時に通行を確保すべき道路の沿道建物のうち、前面道路幅員に対し一定の高さを有し、地震によって倒壊した場合において通行の障害となる建築物（以下「沿道通行障害建築物」とする）は、15棟あり、耐震化率は87%と推計される。



※建築物の耐震化の現状把握にあたっては、ここでは耐震性を有する建築物の棟数を以下の①・②の合計として捉えるものとする。

①昭和57年以降の建築物棟数

②昭和56年以前の建築物のうち戸建住宅と賃貸共同住宅は「市町村耐震改修促進計画策定のポイント（平成28年7月19日）、その他建物は「市町村耐震改修促進計画策定の手引き（平成19年3月、北海道）」からこれまでの耐震診断の実績等に基づいた耐震性を有する割合（右表2-1参照）を建築物用途に応じて乗じて得られた棟数

表2-1 昭和56年以前建築物の耐震性ありの割合

施設	耐震性あり割合
戸建住宅	24.0%
学校	14.4%
病院・診療所	28.6%
社会福祉施設	25.0%
ホテル・旅館等	0.0%
店舗・百貨店	0.0%
賃貸共同住宅	89.0%
その他	18.1%

① 民間住宅

弟子屈町固定資産税課税台帳（平成28年12月時点）から、弟子屈町における民間住宅総数は3,655棟ある。

このうち昭和57年以降の建設が1,991棟（54%）、昭和56年以前の建設が1,664棟（46%）である。

また昭和56年以前の住宅のうち、耐震性を有すると推計される棟数は442棟となり、この結果、平成28年時点における弟子屈町の民間住宅の耐震化率は67%と推計される。

表2-2 民間住宅耐震化の現状

建築物用途	昭和56年以前	昭和57年以降	合計	昭和56年以前建築物		耐震性が不十分	耐震性を満たす
				耐震性あり割合	耐震性あり棟数		
戸建て住宅	1,597	1,869	3,466	24.0%	383	1,214	2,252
共同住宅	67	122	189	89.0%	59	8	181
合計	1,664	1,991	3,655		442	1,222	2,433
構成比	46%	54%	100%			33%	67%

【参考】

平成21年度策定の当初計画時では、新耐震基準導入前の住宅の耐震性を有する住宅の数は、当時の北海道の調査結果より、非木造共同住宅等に関しては88.9%、木造戸建住宅に関しては38%が耐震性を有するものとして推定した。

その後の耐震診断の結果等を踏まえ、平成28年5月に見直しされた「北海道耐震改修促進計画」では、非木造共同住宅等に関しては89%、木造戸建住宅に関しては24%が耐震性を有するものとして推定している。

本計画ではこの数値を利用して耐震化率を算出したが、参考までに現在の数値に平成21年当時の耐震性を有する割合（非木造共同住宅等に関しては88.9%、木造戸建住宅に関しては38%）で推計したものを【参考表1】に示す。

また、【参考表2】に当初計画時の住宅の耐震化の状況を示す。

これらを比較すると、平成20年から平成28年にかけて、耐震化率は70%から72%へ改善したことがわかる。

【参考表1 平成28年実績値を平成21年当時の耐震性を有する割合により推計した住宅の耐震化の状況】

建築物用途	昭和56年以前	昭和57年以降	合計	昭和56年以前建築物		耐震性が不十分	耐震性を満たす
				耐震性あり割合	耐震性あり棟数		
戸建て住宅	1,597	1,869	3,466	36.9%	589	1,008	2,458
共同住宅	67	122	189	88.9%	59	8	181
合計	1,664	1,991	3,655		648	1,016	2,639
構成比	46%	54%	100%			28%	72%

【参考表2 平成20年度当初計画による住宅の耐震化の状況】

建築物用途	昭和56年以前	昭和57年以降	合計	昭和56年以前建築物		耐震性が不十分	耐震性を満たす
				耐震性あり割合	耐震性あり棟数		
戸建て住宅	1,788	1,854	3,642	36.9%	659	1,129	2,513
共同住宅	83	104	187	88.9%	73	10	177
合計	1,871	1,958	3,829		732	1,139	2,690
構成比	49%	51%	100%			30%	70%

② 多数利用民間建築物の耐震化の現状

弟子屈町固定資産税課税台帳（平成28年12月時点）から、弟子屈町における多数利用民間建築物は30棟ある。

このうち昭和57年以降の建設が9棟（30%）、昭和56年以前の建設が21棟（70%）である。

昭和56年以前の民間の多数利用建築物は、「ホテル・旅館」が20棟、「店舗・事務所」が1棟となっており、これらはいずれも耐震性が不十分と考えられ、この結果、平成28年時点における弟子屈町の多数利用民間建築物の耐震化率は30%と推計される。

表2-3 特定民間建築物の耐震化の現状

建築物用途	昭和56年以前	昭和57年以降	合計	昭和56年以前建築物		耐震性が不十分	耐震性を満たす	
				耐震性あり割合	耐震性あり棟数			
民間※	ホテル・旅館	20	5	25	0.0%	0	20	5
	共同住宅	0	1	1			0	1
	社会福祉施設	0	1	1			0	1
	劇場	0	1	1			0	1
	店舗・事務所	1	1	2	0.0%	0	1	1
	合計	21	9	30		0	21	9
	構成比	70%	30%	100%			70%	30%

※3階以上かつ1000㎡以上

※社会福祉施設は2階以上かつ1000㎡以上

③ 沿道通行障害建築物の耐震化の現状

北海道耐震改修促進計画で建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第3号に規定する地震時に通行を確保すべき道路（以下「地震時に通行を確保すべき道路」とする）は、弟子屈町においては、下図に示す国道241号、国道243号、国道391号及び道道釧路鶴居弟子屈線が指定されている。

これらの地震時に通行を確保すべき道路の沿道特定建築物は、弟子屈町の中心市街地内の道道釧路鶴居弟子屈線沿いに15棟が該当する。

このうち昭和57年以降の建設が2棟（13%）、昭和56年以前の建設が13棟（87%）である。

昭和56年以前の沿道特定建築物は、いずれも耐震性が不十分と考えられ、この結果、平成28年時点における弟子屈町の沿道特定建築物の耐震化率は13%と推計される。

平成20年度の当初計画時の耐震化率は11%であり、耐震化率は向上している。

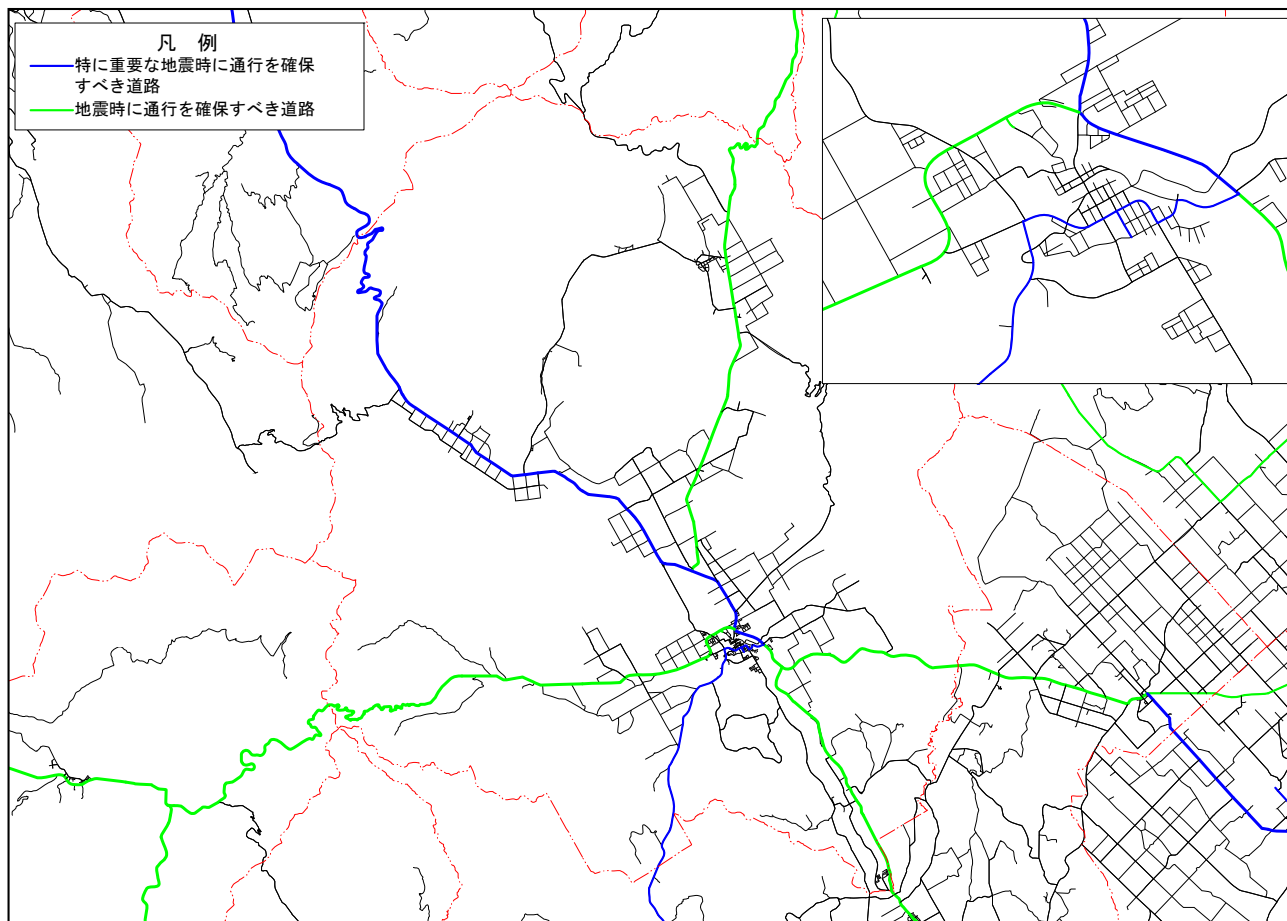


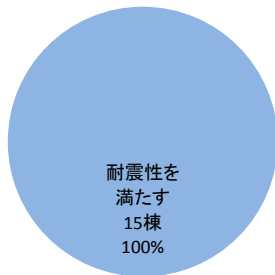
図2-1 地震時に通行を確保すべき道路（弟子屈町）

(2) 公共施設の耐震化の現状

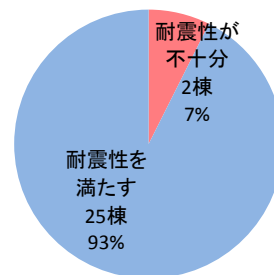
【公共建築物】

- ・法第14条第1号に規定する一定規模以上の「多数のものが利用する建築物」に該当する公共建築物（以下「多数利用公共建築物」とする）は15棟あり、耐震化率は100%と推計される。
- ・地震時の避難収容施設として指定されている施設は27棟あり、耐震化率は93%と推計される。
- ・公共施設（町有）は341棟あり、耐震化率は79%と推計される。

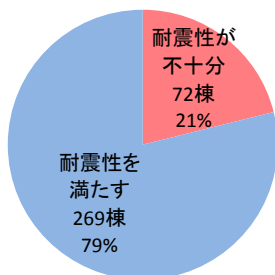
多数利用公共建築物



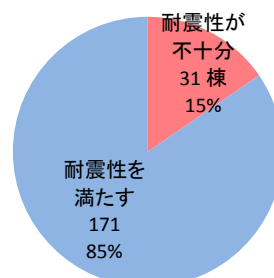
避難収容施設



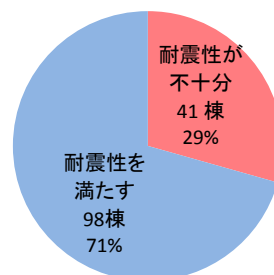
公共施設



公共施設（住宅）



公共施設（住宅以外）



① 多数利用公共建築物の耐震化の現状

弟子屈町の公共建築物台帳（平成25年度末時点）から、弟子屈町における多数利用公共建築物は15棟ある。

このうち新耐震以前のみはらし台団地は平成21年に耐震診断を実施し耐震性を確認、社会老人福祉センターと役場庁舎は平成22年に耐震改修が行われており、多数利用公共建築物の耐震化は100%となっている。

平成20年度の当初計画時の耐震化率は67%であり、耐震化率は向上している。

表2-4 多数利用公共建築物

建築物用途	施設名	建設年度	構造	階数		延床面積 (㎡)	新耐震 以前	備 考
				地上	地下			
学校	川湯中学校	H3	RC	2		2,417.08		2階以上かつ 1,000㎡以上
	川湯小学校	H6	RC	2		2,377.19		
	弟子屈小学校	H11	RC	3		5,946.21		
	弟子屈中学校	H22	RC	3		4,930.97		
社会福祉施設	社会老人福祉センター	S49	RC	2		1,378.31	H22耐震改修済み	
	養護老人ホーム倅和園	H26	RC	2		3,039.93		
自治体施設	役場庁舎	S52	RC	3	1	3,086.88	H22耐震改修済み	
集会施設	釧路圏摩周観光文化センター	S60	RC	2	1	6,081.68		
町営住宅	みはらし台団地 1号棟	S52	RC	4		1,112.96	H21耐震診断0k	3階以上かつ 1,000㎡以上
	みはらし台団地 2号棟	S52	RC	4		1,055.68	H21耐震診断0k	
	みはらし台団地 3号棟	S53	RC	4		1,096.00	H21耐震診断0k	
	みはらし台団地 4号棟	S54	RC	4		1,128.64	H21耐震診断0k	
	敷島団地 B棟	H13	RC	3		1,096.40		
	敷島団地 C棟	H14	RC	3		1,101.05		
	緑団地 15号棟	H3	RC	4		1,281.46		

	棟 数	構成比
耐震性が不十分	0	0.0%
耐震性を満たす	15	100.0%
合 計	15	100.0%

② 地震時避難収容施設の耐震化の現状

弟子屈町の公共施設のうち、地震時の避難収容施設として指定されている施設は27棟（うち「弟子屈高校」は道立施設）ある。

このうち新耐震以前の建築物は2棟あり、耐震診断は行われていない。

表2-5 避難収容施設

No.	施設名称	地震時避難適否	収容人員	構造	構造	建設年	地上階数	地下階数	新耐震以前	特定公共建築物	延床面積	備考
1	弟子屈小学校 体育館 校舎	○	80~270	鉄筋	R C造	H11	1	-		○	5,946.21	2階以上かつ1,000㎡以上
			440~360		R C造	H11	3	-				
2	川湯小学校 体育館 校舎	○	50~280	鉄筋	R C造	H7	1	-		○	2,377.19	2階以上かつ1,000㎡以上
			200~430		R C造	H6	2	-				
3	美留和小学校 体育館 校舎	○	40~130	木造	S造	S63	1	-			1,305.88	
			120~210		木造	S63	1	-				
4	奥春別小学校 体育館 校舎	○	40~130	鉄筋	S造	S59	1	-			1,322.43	
			120~210		R C造	S33	1	-				
5	和琴小学校 体育館 校舎	○	40~140	鉄筋	S造	S61	1	-			1,644.50	
			170~270		R C造	S46	1	-				
6	旧昭栄小学校 体育館 校舎	○	40~130	木造	S造	S62	1	-			1,129.59	
			170~270		木造	S62	1	-				
7	川湯中学校 体育館 校舎	○	60~180	鉄筋	R C造	H4	1	-		○	2,417.08	2階以上かつ1,000㎡以上
			160~280		R C造	H4	2	-				
8	弟子屈中学校 体育館 校舎	○	80~240	鉄筋	R C造	H23	1	-		○	4,930.97	2階以上かつ1,000㎡以上
			310~470		R C造	H23	3	-				
9	弟子屈高等学校	○	390	鉄筋	R C造	H4	3	-		○	3,908.52	(道有施設)
10	役場庁舎	○	150	鉄筋	R C造	S52	3	1		○	3,086.88	3階以上かつ1,000㎡以上 H22.耐震改修済み
11	公民館	○	110~150	鉄筋	R C造	S41	2	-			908.36	3階以上かつ1,000㎡以上 H22.耐震改修済み
12	摩周観光交流館	○	70~90	鉄筋	R C造	H23	2	-			1,137.17	
13	釧路圏摩周観光文化センター	○	600~900	鉄筋	R C造	S60	2	1		○	6,081.68	3階以上かつ1,000㎡以上
14	社会老人福祉センター	○	100~150	鉄筋	R C造	S49	2	-		○	1,378.31	2階以上かつ1,000㎡以上 H22.耐震改修済み
15	泉ふれあいセンター	○	70	鉄筋	R C造	H5	1	-			508.30	
16	鑑別温泉桜町会館	○	60	木造	木造	H11	2	-			228.22	
17	仁多交流センター	○	40~70	鉄骨	R C造	H8	1	-			290.19	
18	川湯駅前交流センター	○	70	木造	木造	H9	1	-			295.30	
19	川湯農村センター	○	50~90	鉄筋	R C造	S64	1	-			388.20	
20	川湯ふるさと館	○	20	鉄筋	R C造	H15	1	-			642.16	
21	美留和会館	○	50~60	木造	木造	H6	1	-			273.07	
22	屈斜路研修センター	○	90~190	鉄筋	R C造	S54	1	-	○		1,119.60	
23	林業多目的センター	○	100	鉄筋	R C造	S58	1	-			1,534.44	
24	札友内寿の家	○	60	木造	木造	H6	1	-			119.88	
25	奥春別交流センター	○	70	鉄筋	R C造	H13	1	-			561.80	
26	御卒別集会所	△	30	木造	木造	S55	1	-	○		58.32	
27	平和集会所	△	50	木造	木造	H3	1	-			68.04	

	棟数	構成比
耐震性が不十分	2	7.4%
耐震性を満たす	25	92.6%
合計	27	100.0%

② 公共施設（弟子屈町施設）の耐震化の現状

弟子屈町の公共建築物台帳（平成25年度末時点）から、弟子屈町における公共施設は341棟ある。

このうち昭和57年以降の建設が176棟（52%）、昭和56年以前の建設が165棟（48%）である。

また昭和56年以前の公共施設のうち、耐震性を有すると推計される棟数は269棟となり、この結果、平成28年時点における弟子屈町の公共施設の耐震化率は79%と推計される。

平成20年度の当初計画時の耐震化率は73%であり、耐震化率は向上している。

表2-6 公共施設の耐震化の現状

建築物用途	昭和56年 以前	昭和57年 以降	合 計	昭和56年以前建築物		耐震性が不 十分	耐震性を満 たす	
				耐震性あ り割合	耐震性あり 棟数			
住宅以外	学校	2	5	7	14.4%	0	2	5
	保育所	4	3	7	18.1%	1	3	4
	体育施設	3	8	11	18.1%	1	2	9
	診療所	1	0	1	28.6%	0	1	0
	庁舎	3	1	4	18.1%	1	2	2
	集会施設	16	17	33	18.1%	3	13	20
	社会福祉施設	2	4	6	25.0%	1	2	5
	観光施設	1	5	6	18.1%	0	1	5
	教育施設	1	2	3	14.4%	0	1	2
	浴場	2	1	3	18.1%	0	2	1
	公園	0	14	14	18.1%	0	0	14
	供給・インフラ	2	12	14	18.1%	0	2	12
	その他	13	17	30	18.1%	2	11	19
	小 計	50	89	139	-	9	41	98
構成比	36%	64%	100%	-	-	29%	71%	
住宅	町営住宅	74	42	116	100.0%	74	0	116
	教員住宅	17	40	57	24.0%	4	13	44
	職員住宅	17	5	22	24.0%	4	13	9
	その他住宅	7	0	7	24.0%	2	5	2
	小 計	115	87	202	-	84	31	171
構成比	57%	43%	100%	-	-	15%	85%	
合 計		165	176	341	-	93	72	269
	構成比	48%	52%	100%	-	-	21%	79%

Ⅱ－２ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

【民間建築物】

- ・民間住宅、多数利用民間建築物、沿道通行障害建築物については、平成32年度の耐震化率を95%とすることを目標とする。
- ・目標の実現に向けては、今後4ヵ年で民間住宅で660棟、特定民間建築物で18棟、沿道特定建築物で15棟の耐震化が必要であり、このため早期の段階で耐震診断の実施に取り組むこととする。

【公共建築物】

- ・弟子屈町が有する公共施設については、まず多数利用公共建築物については、耐震診断の実施、耐震改修の実施や建替等により、平成32年度の耐震化率を100%とすることを目標とする。
- ・また地震時の避難収容施設については、耐震診断の実施を進めるとともに、診断結果によっては指定施設の統廃合も視野に入れ、平成32年度の耐震化率を100%とすることを目標とする。
- ・その他の町有公共施設については、耐震診断の実施を進め、耐震改修のほか状況に応じて用途廃止も視野に入れ、平成32年度の耐震化率を95%とすることを目標に耐震化に努める。

III 耐震化に向けた基本的な取り組み方針

III-1 民間建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針

- ・弟子屈町では民間建築物の耐震化を促進するため、①耐震化に係る相談体制の整備、啓発、情報発信、②耐震診断・耐震改修を促進するための支援、③耐震化を担う人材育成・技術力向上の3つの観点から総合的に取り組む。
- ・建築物の耐震化にあたっては、住宅や建築物の所有者が、地域防災対策の観点から、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが大切である。したがって、耐震診断及び耐震改修は、原則として建物所有者自らの責任で行うものとする。
- ・一方、民間建築物の耐震化の促進は災害に強いまちづくりを行う上で不可欠である。このため弟子屈町は、建物所有者に対して耐震化に係る相談体制の整備や情報発信等による意識の向上、啓発を推進するとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するための必要な支援を行う。
- ・また、町内の建設関連事業者に対する耐震化の知識・技術力向上のために必要な情報提供など、耐震化を担う人材育成・技術力向上に努めるものとする。

(1) 民間住宅

平成32年の目標である耐震化率95%を達成するためには、今後864棟の耐震化が必要と推計される。

一方弟子屈町においては、耐震診断を実施した住宅はまだ数が少ないことから、早期に耐震診断の実施を進め、その後耐震改修が必要な住宅の耐震化の促進を図る。

表3-1 昭和56年以前の建築時期別民間住宅棟数

建築時期	棟数	構成比	H28時点 築年数	H32時点 築年数	
昭和19年以前	34	2%	72年以上	76年以上	
昭和20~29年	84	5%	62~71年	66~75年	
昭和30~39年	209	13%	52~61年	56~65年	
昭和40~49年	668	40%	42~51年	46~55年	
昭和50~56年	669	40%	35~41年	39~45年	
合計	1,664	100%			

(2) 多数利用民間建築物

弟子屈町は古くから開けた川湯温泉街、摩周温泉街を有していることから、多数利用民間建築物は、ホテル・旅館がほとんどである。

また観光産業が重要な位置を占める弟子屈町にとっては、観光客が弟子屈町に安全・安心に滞在できる環境を整えることは重要である。一方で、施設の陳腐化、観光形態の変化などにより宿泊客が減少し、経営的に厳しい施設も少なくない。さらに増改築等により、構造が複雑になっている建物もある。

このため、町は観光協会や旅館組合と連携を図りながら、ホテル・旅館の所有者に対する情報提供や指導・指示を行うとともに、耐震診断・耐震改修の実施に向けた適切な支援策を検討し、多数利用民間建築物の耐震化の促進に取り組む。

(3) 沿道通行障害建築物

弟子屈町の沿道特定建築物については、すべて中心市街地内の道道釧路鶴居弟子屈線沿いにある。

沿道特定建築物の中には、空き家となってしばらく使用されていないものもあり、これらの解体等も含め、所有者と協力しながら、耐震改修の実施・建替の促進に取り組む。

Ⅲ－２ 公共建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針

- ・弟子屈町は住民の安全・安心を確保するため、公共建築物の耐震化に向けて積極的に取り組むこととする。
- ・特に、多数利用公共建築物及び地震時の避難収容施設に指定されている施設については、平成32年度までに耐震化率100%を目標に取り組む。
- ・またその他の公共施設についても、長期的な目標のもとに着実に耐震化を進め、最終的には公共施設の耐震化率を100%とする。

（１）多数利用公共建築物

多数利用公共建築物は、耐震診断及び耐震改修を進め、平成28年度末時点で耐震化率100%を達成した。今後も適切な管理を図り、耐震性を維持する。

（２）地震時避難収容施設

地震時の避難収容施設に指定されている施設については、関連部局や防災計画等との整合を図りながら、診断結果によっては、大規模な施設への集約、用途廃止等を視野に検討を進める。

また規模の大きい施設については、まず耐震診断を早期に実施し、診断結果に応じた対応策を検討・実行し、平成32年度までに耐震化率100%を目標に取り組む。

（３）その他公共施設

その他の公共施設については、長期的な目標のもとに、計画的な耐震診断の実施を進め、診断結果に応じた対応策を検討・実行し、着実に耐震化を進める。

Ⅲ－3 地震時に通行を確保すべき道路の位置づけ

- ・弟子屈町では、北海道が指定した地震時に通行を確保すべき道路に加え、弟子屈町役場庁舎、公民館、社会福祉センター、弟子屈警察署等の防災拠点をネットワークする町道弟子屈東2丁目線及び鎧別川左岸川沿線を、新たに地震時に通行を確保すべき道路として位置づけ、沿道の耐震化を促進し、地震災害に強いまちづくりを推進する。

平成20年度の当初計画において、北海道が指定した地震時に通行を確保すべき道路に加え、弟子屈町においては下図に示す町道弟子屈東2丁目線及び鎧別川左岸川沿線の区間を、平成28年3月31日までに沿道建築物の耐震化を図り、地震時に通行を確保すべき道路として新たに指定した。

上記沿道にある弟子屈町役場、公民館、社会福祉センターは、平成22年度に耐震改修を実施し、耐震化が終了している。

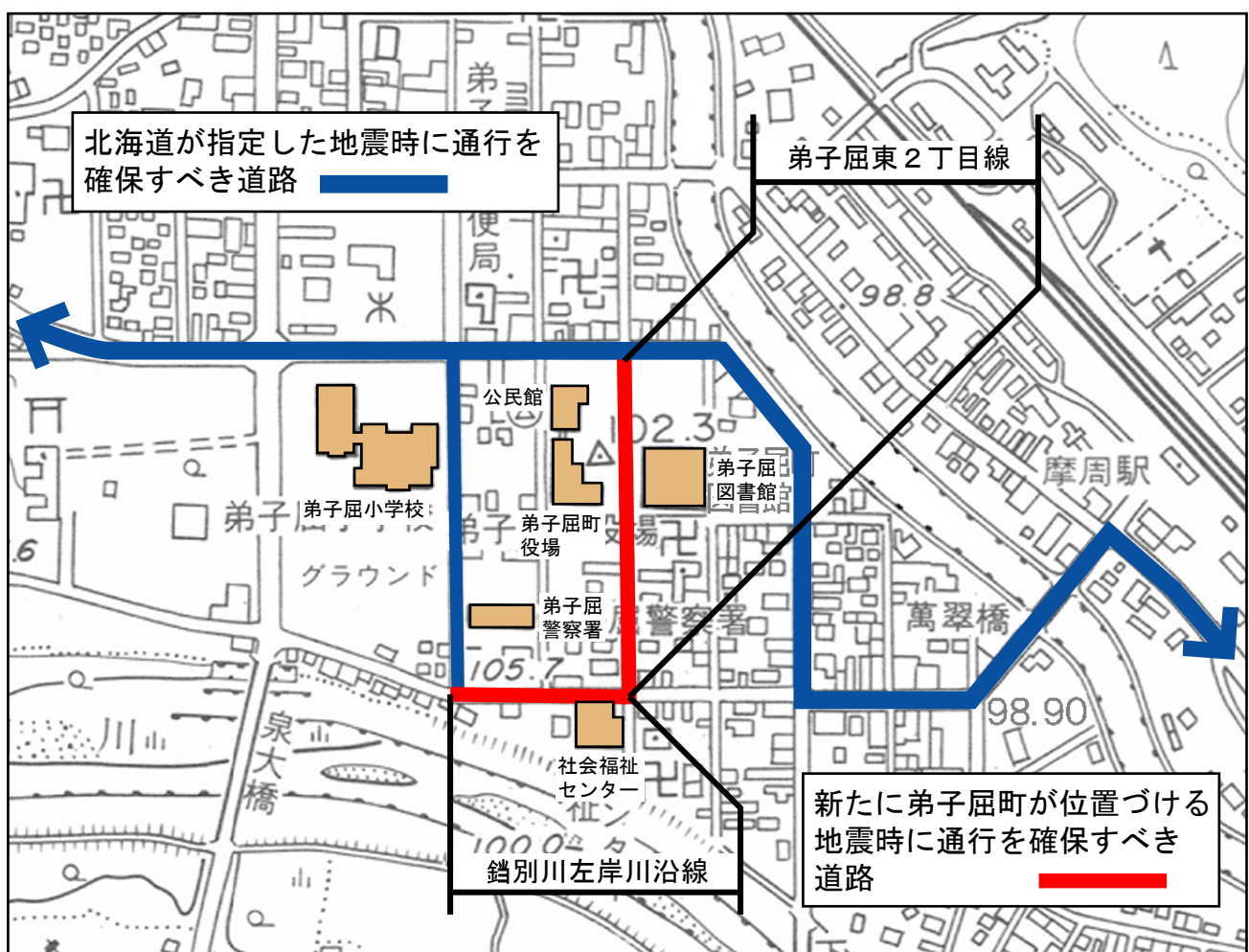


図3-1 新たに弟子屈町が位置づける地震時に通行を確保すべき道路

IV 耐震化の促進に向けた施策展開

IV-1 施策の体系及び事業実施方針

耐震化に係る相談体制の整備、啓発、情報発信

- ① 耐震診断・改修等に係る相談窓口の設置とリフォーム事業との連携
- ② 耐震説明会や簡易耐震診断講習会の開催
- ③ 地震防災に対する意識の啓発・情報発信
- ④ 信頼できる技術者の情報提供

耐震診断・耐震改修を促進するための支援

- ① 一戸建木造住宅の無料耐震診断の実施
- ② 弟子屈町住宅建設促進事業の活用
- ③ 耐震改修促進税制の普及に向けた助成制度の創設
- ④ 老朽住宅除却費助成制度の検討

耐震化を担う人材育成・技術力向上

- ① 耐震診断・改修技術等講習会等の情報提供
- ② 弟子屈町建築士会との連携

地震時の総合的な建築物の安全対策の推進

- ① 倒壊・落下物対策等

IV-2 耐震化の促進に向けた施策展開

(1) 耐震化に係る相談体制の整備、啓発、情報発信

① 耐震診断・改修等に係る相談窓口の設置とリフォーム事業との連携

住宅や建築物の耐震化を図る第一歩として、町民や事業者が気軽に相談できる環境整備を行うことが重要である。また、様々な相談に対して的確に対応することが必要である。

このような観点から、町民や事業者からの相談などに対していつでも適切に対応できるよう、弟子屈町は耐震診断・耐震改修に係る相談窓口を弟子屈町役場建設課に設置している。

窓口では、耐震診断や耐震改修に関する一般的な相談だけでなく、北海道や弟子屈町が実施する耐震化に係る施策や助成事業、耐震改修工法の事例紹介、北海道や関係機関が作成している地震防災パンフレット等普及啓発ツールの配布のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談、リフォーム事業者へのセミナーの周知や情報提供等にも対応できるよう体制の整備を図る。

② 耐震説明会や簡易耐震診断講習会の開催

弟子屈町においては、耐震化への取り組み意識がまだそれほど高くないことから、相談窓口の設置だけではなく、弟子屈町から積極的に町民や事業者への情報提供が必要である。

このため町内会とも連携を図りながら、地域防災訓練の開催とあわせた耐震説明会や住宅所有者自らが簡易な耐震診断を実施できるような簡易耐震診断講習会を開催するなど、耐震診断および耐震改修に係る説明会や講習会を地域に入り込んで展開する。

③ 地震防災に対する意識の啓発・情報発信

弟子屈町において発生のおそれのある地震やそれによる被害の可能性等を町民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識、耐震化の促進に向けた啓発を図るため、地震防災マップを公表する。地震防災マップについては、耐震診断・改修に係る施策や助成事業などの情報を掲載した地震防災パンフレットを作成し、全戸に配布する。

また町の広報誌やホームページも活用し、耐震化に係る事業や制度の内容を周知する。

④ 信頼できる技術者の情報提供

住宅や建築物の耐震化を促進するためには、町民が安心して耐震診断や耐震改修に取り組める環境をつくることが求められている。また、昨今、住宅リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっており、信頼できる技術者の情報提供を行っていくことは重要である。

このような観点から、弟子屈町は北海道とも協力し、町民に対して、耐震診断や耐震改修に関して信頼できる技術者や専門家の情報提供を行う。

(2) 耐震診断・耐震改修を促進するための支援

建築物の耐震化は、原則として建物所有者自らの責任で行うものであるが、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断・耐震改修の促進を図るため所有者への支援を行う。

① 一戸建木造住宅の無料耐震診断の実施

耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで防災意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものである。

このため、弟子屈町は一戸建木造住宅の無料耐震診断の実施について広く周知を図り、耐震化に向けた第一歩である耐震診断の実施を促進する。

また、あわせて北海道が実施している無料耐震診断についても情報提供を行い、多くの住宅の耐震診断の実施が図られるよう努める。

② 弟子屈町住宅建設促進事業の活用

弟子屈町では、町内に本店又は支店を有する業者を利用して、新築、増築、改築、リフォーム等を行うものに対し、予算の範囲内で建築資金の一部を助成する制度を実施している。

本制度の活用は、住宅の耐震化の促進につながるものであり、制度の内容を広く情報発信し、活用を図る。

③ 耐震改修促進税制の普及に向けた助成制度の創設

平成18年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、その証明書を添付して確定申告を行うことなどにより、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられるようになった。住宅の耐震化を促進するための手段として、耐震改修促進税制を普及させることは有効であると考えられる。

ただし、所得税額の特別控除については、市町村が耐震改修費用を補助する地域が要件となっている。また、固定資産税額の減税措置は、すべての地域において適用可能であるが、固定資産税減額証明書の添付が必要となる。

このような観点から、弟子屈町は、耐震改修促進制度の普及を図っていくために、国の補助制度にあわせて耐震改修に係る助成を行う制度を創設するとともに、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置に必要な証明書を発行する。

なお、所得税額の特別控除を受ける場合、弟子屈町が助成する助成額から特別控除額を差し引くものとする。

④ 老朽住宅除却費助成制度の検討

新耐震以前の老朽住宅を対象として、建替のための除却あるいは空き家となって利用の見込みがない建物などの除却を推進し、耐震化率の向上を図ることを目的に、老朽住宅の除却費の一部を助成する制度の創設を検討する。

検討にあたっては、地域住宅交付金など国の制度とも連携が図られた助成制度を目指す。

(3) 耐震化を担う人材育成・技術力向上

① 耐震診断・改修技術等講習会等の情報提供

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等が行った詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要である。

北海道では、所有者等の相談ニーズに応えるため、建築関係団体と連携し、建物構造別耐震診断法や性能向上リフォーム技術の向上、制度面での知識向上を図る講習会を計画期間の早期に集中的に開催することとしている。

弟子屈町では、町内の建設関連事業者に対して、これらの講習会について積極的に受講するよう働き掛けるとともに、これらの講習会を受講した建築技術者・事業者について、ホームページや相談窓口において、名簿の閲覧が行われるよう体制を整備する。

② 弟子屈町建築士会との連携

弟子屈町建築士会との連携を図り、耐震診断や各種制度、北方型住宅の資格取得等、人材育成・技術力向上に関する勉強会を開催するとともに、一戸建木造住宅の無料耐震診断の実施についても、建築士会との協力体制の下に実施するものとする。

(4) 地震時の総合的な建築物の安全対策の推進

① 倒壊・落下物対策等

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生している。

弟子屈町は、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

V 建築基準法による指導等の実施方針

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要がある。

このため、限定特定行政庁である弟子屈町は、弟子屈町で対応すべき建築物については弟子屈町が、それ以外の建築物については、所管行政庁である北海道と連携を図りながら、以下に示す方針等を実施していくものである。

V-1 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等

(1) 指導等の実施について

平成25年に改正された耐震改修促進法第16条により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めなければならないとされた。

さらに、耐震改修促進法第15条に第2項に規定する不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の所有者は適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされ、行政においても、適切な措置をとるよう、指導や助言・指示を行う必要性が高い。

このようなことから、弟子屈町では北海道と連携を図りながら、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という）に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案し、対象となる建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わないものに対しては必要な指示を行うこととする。さらに、正当な理由なく所有者が指示に従わなかったときは、その旨を公表することとする。

(2) 実施の手順

弟子屈町は、多数利用建築物における耐震性能の向上について適切な措置を講じることができるよう、あらかじめ多数利用建築物台帳を整備する。

弟子屈町は、多数利用建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、多数利用建築物の所有者に対し自主的に適切な措置が講じられるよう特定建築物の耐震診断及び耐震改修について指導及び助言を行う。指導及び助言は、耐震化を促すリーフレットや文書の送付など啓発や耐震化の実施に関する相談に応じる方法で行うものとする。指導及び助言対象建築物の選定にあたっては、特に学校や病院など災害時要援護者の利用する施設や不特定多数の者が利用する施設、災害時の拠点施設など被災時の影響を勘案して優先的に実施することとする。

さらに、弟子屈町は、耐震改修促進法第15条第2項に規定する多数利用建築物で、必要な耐震診断または改修が行われていないと認めるときは、建築物の所有者に対し、必要な指示を行うことができ、さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、所管行政庁は必要に応じて職員に、当該建築物の工事現場に立ち入り、敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

弟子屈町は、所有者に対し、個々の事例に応じて具体的に指摘を行い、適切な耐震診断または耐震改修を行うよう指示するものとする。

(3) 公表の方法について

弟子屈町による指示に従わず、必要な耐震診断及び耐震改修が行われない場合には、その利用者や周辺の住民に対しその危険性を明らかにする必要がある。また、そのことが指示の実効性を確保する上で有効であることから、特定建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わなかった場合には、社会的責任を果たさなかったものとしてその旨を公表するものとする。

公表の方法は、弟子屈町のホームページ等を活用する。

V-2 建築基準法に基づく勧告または命令

(1) 勧告、命令の実施について

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、弟子屈町は北海道と連携を図りながら、建築基準法第10条第1項～第3項の規定に基づく勧告や命令を行う。

(2) 実施の手順

弟子屈町は、立入調査の際に既存建築物の不適合の状況を効率的かつ客観的に把握するためのチェックシートを作成の上、当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性等を把握するために立入調査を実施する。

立入調査により、危険性が高いと判断された建築物については建築基準法第12条第5項に基づく報告を求めることとし、報告の期限については個々の建築物の危険性の状況に応じて決定する。報告内容の審査にあたり、報告の内容を確認するため原則として再度立入調査を行うものとする。

なお、報告を求めた所有者が、報告期限を過ぎても提出しない場合については、提出しない理由を確認するとともに、必要に応じて、立入調査を実施し、危険性が高いと判断した場合は、その内容を明示した上で改善すべき旨を勧告する。報告内容及び再立入調査の結果、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法に基づく命令を行うことができる。

また、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば大きな被害が想定される場合には、改修等に必要な期間を勘案し、実施期限を定めた上で、建築基準法に基づく勧告を行うものとし、実施期限を過ぎても勧告内容が実施されない場合には、必要に応じて立入調査を行い、勧告内容を確認した上で命令を行うことができる。